

東南アジアにおける未成年者のインターネット利用規制動向 — インドネシア、マレーシア —

一般財団法人マルチメディア振興センター（FMMC）

調査研究部 研究主幹 宇高 衛



オーストラリアでの立法化を嚆矢として、各国で未成年の SNS 利用に対する規制が強化されつつある。EU 加盟各国も準備を進める中、東南アジアにおいては、いくつかの国での立法化が終了し、規制が開始されており、オーストラリア同様、どのように規制に実効性を持たせるかの段階に達している国もある。本稿では、そうした東南アジア各国の動向について報告する。

1. 16歳未満利用規制を開始したインドネシア、マレーシア

東南アジア地域にはイスラム教の信者が数多く暮らしており、海洋東南アジアに位置するインドネシア、マレーシアではイスラム教徒が国民の多数派となっている。両国においては、宗教的・社会的価値観や公共秩序の維持を重視する政策運営が行われており、インターネット上の情報発信についても、その観点からも取締りを行う形で情報通信技術の発展に追随してきた。例えば、インドネシアでは、刑法でイスラム教が禁じる賭博を禁じているため、「情報及び電子取引法（Law No. 1 of 2024）」で明確に賭博コンテンツを含む電子情報の配布、送信、アクセス可能化を禁止し、銀行等口座の追跡まで行って厳しく対応している。また、両国では国家がオンライン空間を公共秩序の一部として積極的に管理する政治・行政文化があり、国民の間でも大きな反対運動は確認されていない。

そのため、両国はインターネットでの情報発信規制への踏み込みが容易な環境でもあり、未成年の SNS 利用についても、既に立法等を含む法規制措置が講じられている。両国ともに規制の主眼は成熟度の低い層のインターネット利用を制限することだが、一方では、サービス提供者に網をかけることによって、強力なプラットフォーム事業者の展開についても一定の歯止めをかけようとする意図もうかがえる。

なお、フィリピン南部にもイスラム教徒が優勢な地域があるが、共和国の法規制に従っており、特別な規制は行っていない。しかし、サンボアングで 8 月に高校生が校舎で銃を乱射し、その模様を自ら SNS を通じて中継したこともあり、未成年の SNS 規制について議論が南部に限らず広がっている。ブルネイはイスラム教国であるため¹、イスラム教に関するオンライン・コンテンツは刑法の対象とされ冒とく罪が適用され、政府や王室に対する批判は最高 3 年の禁錮刑があり得る。一方で、SNS 利用の年齢制限は導入されておらず、保護者による監督が重視されている。

¹ インドネシア、マレーシアはシャリーアを法律や政治の基礎とする「イスラム教国」ではない。インドネシア、アチェ州では、特別自治に基づいて限定的にシャリーアを適用しており、シャリーアは憲法や国法よりも下位に置かれる。

以下は、インドネシアとマレーシアでの 2026 年に進行した規制の概要について触れる。

2. インドネシア

(1) 規制導入とその目的

インドネシアでは、2026 年 3 月 28 日に 16 歳未満のソーシャルメディア利用禁止を開始し、事業者には 3 か月間の猶予が与えられた。規制根拠となっているのは、2025 年制定の「児童保護関連の電子システム運営及びガバナンスに関する政令（PP No.17 of 2025; 略称 PP TUNAS）」である。政令はもともと有害情報やサイバーいじめが横行している状況を改善しようとしたもので、子ども向けデジタルサービスを規制し、事業者や保護者の管理を義務化するために導入された。通信・デジタル省は、2024 年に女性に対するオンライン・ジェンダー暴力を前年比 48%増の 1,791 件確認しており、インドネシア児童保護委員会は 2021～2023 年に 431 件の児童搾取事案を記録している。

管理について、規制対象は SNS 事業者より広い電子システム提供者（Electronic System Provider = Penyelenggara Sistem Elektronik: PSE）で、動画共有サービス、ゲームサイト、オンラインコミュニティも未成年者保護義務を負う。SNS 企業は、サービスを提供するために保護者監督機能、利用状況の把握、アカウント管理機能を整備することを求められている。年齢層別に規制の内容が異なり、13 歳未満は、子ども向けに設計されたサービスを中心に低リスクと判断されたサービスのみ利用可能である。今回の規制の中心となる 13 歳以上 16 歳未満では、一定のデジタルサービスを利用可能だが保護者または後見人の承認が必要で、SNS サービスは一定のデジタルサービスには含まれなかったということになる。さらに 16 歳になっても 18 歳未満の場合は、アカウント作成に保護者同意が必要な場合があり、プラットフォーム側に保護措置が求められている。

政府による警告に従わない場合には、サービスの一部停止や特定機能の停止が行われ、重大な違反や是正命令の不履行がある場合、サービス提供の停止やインドネシア国内からのアクセスを遮断することが認められる。

(2) 事態の展開

政府は SNS 規制に先立って、子どもへの「リスク」のある事業者として Facebook、Instagram、Threads、X（旧 Twitter）、Bigo Live、YouTube、TikTok、Roblox の 8 者を示した。さらに通信デジタル省は、Facebook、Instagram、Threads の親会社である Meta と YouTube の親会社である Google に対して、インドネシア法を犯しているとして現状の説明を求める通知を送付した。Meta については、4 月 10 日までに 16 歳以下への対応を行っていることと認めたが、Google については、対応が不十分という理由から警告状が送付され、4 月 20 日に同社が 16 歳未満のアカウントを停止し年少者向けの広告の掲載を取りやめたことによって通信デジタル省は対応を受け入れた。TikTok は、4 月 16 日までに 16 歳以下が登録した 78 万アカウントを削除し、6 月 25 日までに TikTok と YouTube 合わせて 470 万アカウント（約 400 万は TikTok）を削除し、児童を対象とする広告を中止した。

（３）周辺動向

Wikimedia に対して、インターネット上でのソーシャルメディア運用や、情報提供に必要な PSE 免許を取得するよう政府は 2026 年 2 月から強く勧告しており、Wikimedia 側がインドネシア語での提供を停止する可能性を見せる中、4 月 28 日時点で登録申請を行った。また、TikTok は、2025 年 10 月にデータ提出指示に従わなかったためにアクセス禁止に進む可能性のある一時的な PSE 登録停止措置を受けている。

3. マレーシア

（１）規制導入とその目的

通信マルチメディア委員会（MCMC）は、2026 年 5 月に「オンライン安全法（Online Safety Act 2025）」に従って、未成年者保護と有害コンテンツの排除を進めるため、事業者に対して 6 月からの「児童保護コード（Child Protection Code : CPC）」及び「リスク低減コード（Risk Mitigation Code : RMC）」の施行を伝えた。マレーシアでも有害または年齢にそぐわない情報の取り扱いと若年層のネット上での時間の消費方法が課題として取り上げられていた。

CPC によって 16 歳未満のアカウントの保持が禁止され、対象 SNS サービスに新規登録させないために利用者の年齢確認を実施し、年齢に達していない場合にはアカウント登録を認めない。実際には、政府発行 ID 等による年齢確認を義務化し、既存利用者については段階的に年齢確認を実施している。こうして、児童が利用する際の年齢に応じた安全策の実装、有害コンテンツへのアクセス制限が実施され、プラットフォーム事業者には、効果的な通報・対応メカニズムを構成し、広告主の検証措置（広告主の身元確認等）や必要に応じた操作、コンテンツへのラベリングも求められた。

MCMC は、若年者に対する規制より先に SNS に対する規制を強めており、利用者数 800 万人以上の SNS・メッセージング事業者にアプリケーション・サービス事業者免許（クラス）取得を義務付け、2025 年 1 月から施行されている。また、2025 年には「オンライン安全法」が制定され有害コンテンツ²への接触リスク低減、児童・生徒の安全保護措置、通報窓口の設置が事業者には義務付けられていた。そんな中、2025 年 10 月にスランゴール州の中学校で生徒による刺殺事件が発生し、容疑者の行動に、SNS やオンライン上の影響が関与した可能性があるという捜査報告も出たことから、首相が SNS 利用規制の強化を閣議で検討する考えを表明していた。

（２）事態の展開

MCMC は Facebook、Instagram、TikTok、YouTube などの対象事業者に年齢確認措置を義務付けている。また、ゲーム、動画共有、コミュニティサービスを提供しようとする場合、事業者は、年齢確認、未成年者向け安全設計、保護者管理機能の追加、有害コンテンツ対策を講じたうえで参入する必要がある。

² 有害コンテンツに指定されるもの、児童性的虐待コンテンツ、詐欺・金融犯罪、ハラスメント、サイバーいじめ、暴力・テロ関連コンテンツ、自傷行為を助長するコンテンツ

2026 年 3 月から MCMC は Meta、Google、TikTok などと協議し、16 歳未満を排除するための年齢確認方法を検討していた。そのため、移行期間を 6 か月間設け、アカウント保持者のチェックを中心に各事業者は様々な取り組みを行っている最中である。一方で、政府が発行する ID を利用して年齢を認証するということは、事業者側ではその情報の流出を防止するために細心の注意を払って対応する必要がある、各事業者は政府との調整を進めている。一方で、実際のシステム上での年齢認証のフローやアルゴリズムについては、情報保護とシステムの基幹に触れる問題だとして明らかにされていない。